3　地方公共団体や民間団体等における取組の強化（地方公共団体、国立女性教育会館、男女共同参画センター、ＮＰＯ、ＮＧＯ、地縁団体、大学、企業、地域経済団体、労働組合等）

施策の基本的方向	
男女共同参画社会の実現には、国レベルでの取組に加え、住民にとって身近な暮らし、仕事の場である地域に根差した草の根からの取組が重要である。このため、地方公共団体、国立女性教育会館、男女共同参画センター、ＮＰＯ、ＮＧＯ、地縁団体、大学、企業、地域経済団体、労働組合、地域金融機関、農林水産団体等の地域における多様な主体の連携・協働を促進することで、男女共に多様な年齢層が参画した取組を推進する。また、国は、地方公共団体や男女共同参画センター、民間団体等と共に一体となって地域の取組の支援や意識啓発の一層の推進を図ることにより、地域における男女共同参画を推進する。加えて、女性活躍推進法に基づく、地方公共団体や民間企業等の取組を支援する。 男女共同参画センターは、男女共同参画に関する意識啓発や知識習得に加え、男女共同参画の視点から地域の課題を解決する実践的活動の場として、男女共同参画を推進する上で重要な役割を果たしていることから、その取組を支援する。	
具体的な取組	担当府省
ア　地方公共団体等との連携の強化	
①　国、地方公共団体、民間団体等が連携・協働して、男女共同参画社会の形成に向けての気運を広く醸成する。	全府省
イ　地方公共団体の取組への支援の充実	
①　都道府県に対しては、関連施策の一層の推進、地域における多様な主体による連携体制の構築、市町村に対する助言等の支援を強化するよう、情報提供、研修機会の提供を行うとともに、先進的な取組事例を共有するなどにより、積極的な取組を推進するよう要請する。	内閣府
②　市町村に対しては、関連施策を一層推進し、住民一人一人の男女共同参画に関する認識を高めるよう、都道府県の協力を得つつ、情報提供、研修機会の提供を行うとともに、先進的な取組事例を共有するなどにより、着実な取組を推進するよう要請する。特に、男女共同参画に関する業務に専属的に従事する担当部署がない市町村に対しては、推進体制の整備・強化に向けた働きかけ、情報提供・助言等の支援を行う。	内閣府
③　地方公共団体に対して、基本法に基づく都道府県男女共同参画計画及び市町村男女共同参画計画の策定に当たって、情報提供・助言等を行う。特に、市町村男女共同参画計画については、全ての市町村が計画を策定するよう支援する。 また、男女共同参画の推進に関する条例の制定に当たっては、必要に応じ、他の地方公共団体の状況を含め、適切な情報提供を行う。 さらに、全ての地方公共団体に対して、基本法及び男女共同参画基本計画の趣旨・内容の周知を図るとともに、地方公共団体の施策への反映を要請する。	内閣府
④　女性活躍推進法に基づく推進計画及び特定事業主行動計画の策定・推進、関係機関により構成される協議会の設置・運営に際し、必要な情報提供・助言等を行う。	内閣府
⑤　地方公共団体における関連施策の推進に資するよう、各種の統計情報について、可能な限り、男女別データを把握し、男女の置かれている状況を客観的に把握するよう要請するとともに、国において把握したデータを地方公共団体に提供し、各地域における男女共同参画の推進を支援する。	内閣府、関係府省
⑥　全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会等の会議や研修等の機会を活用し、首長や議長等に対して、地域における男女共同参画社会の実現に向けたリーダーシップの発揮を要請する。	内閣府
⑦　国の地方機関や地方公共団体の職員に対して、男女共同参画の意義等に関する理解を深めるため、研修等を実施する。	内閣府、総務省、関係府省
ウ　男女共同参画社会の実現に向けた活動拠点施設の強化・充実	
①　男女共同参画センターは、男女共同参画に関する研修、情報提供、女性グループ・団体の自主的活動の場の提供、相談、調査研究等、多様な機能を有しており、ＮＰＯ、ＮＧＯ、住民等の活動を支援する男女共同参画の推進の重要な拠点である。地方公共団体に対して、それぞれの地域においてこうした機能や強みを十分にいかすよう、男女共同参画センターの管理体制、施設の規模等にかかわらず、その果たす役割を明確にし、基本法の理念に即した運営と関係機関との有機的な連携の下、取組を強化・充実するよう要請する。	内閣府
②　地域における女性の活躍推進の人材発掘・育成の拠点として、企業や地域経済団体、地域金融機関、農林水産団体等において男女共同参画を推進するキーパーソンの育成、地域のあらゆる分野における女性リーダーの育成等を行うとともに、育成した人材のネットワーク化に取り組むよう、地方公共団体及び男女共同参画センターに対して要請する。	内閣府
③　都道府県のみならず、市町村の男女共同参画センターも含め、全国の男女共同参画センターが地域を越えて交流・連携することを促進し、先進的な取組事例の共有や必要な情報の提供等を行うことにより、各男女共同参画センターが地域において実効性のある取組を行うよう支援する。	内閣府
④　地方公共団体において、男女共同参画センターが男女共同参画の視点からの地域の防災力の推進拠点となるよう、先進的な取組事例の共有等を通じて、地方公共団体及び男女共同参画センターに要請する。	内閣府
⑤　男女共同参画センターの機能の充実・強化のため、男女共同参画センターに対して事業の実施に関する必要な情報提供を行うとともに、研修等の機会を通じて、男女共同参画センター職員の人材育成を支援する。	内閣府
⑥　男女共同参画センターの指定管理者については、男女共同参画施策等を十分理解していることや地方公共団体の男女共同参画施策を踏まえた事業実施能力が必要である。より効果的な管理運営がなされるよう、地方公共団体に対して先進事例の共有や必要な情報提供を行う。また、男女共同参画センターの事業が地域のニーズや現場の声を踏まえたものとなるような仕組みづくりを促進する。	内閣府
⑦　男女共同参画センターを有しない地方公共団体においては、民間団体等と連携して、男女共同参画を推進するための拠点の整備に努めるよう促す。	内閣府
⑧　男女共同参画センターにおける女性就業支援事業が効果的、効率的に実施され、女性の就業促進が図られるよう、男女共同参画センターが行う女性就業支援事業に関する企画・運営等に関する相談に対応するほか、男女共同参画センターの依頼に応じて研修会等に講師を派遣する。	厚生労働省
エ　国立女性教育会館における取組の推進	
①　我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、人材の育成・研修の実施や女性教育に関する調査研究の成果及び会館に集積された情報の提供等を通じ、今後とも我が国における男女共同参画のネットワークの中核を担っていく。また、これまで果たしてきた役割の重要性と実績を踏まえ、地域における男女共同参画の推進を支援するとともに、地方公共団体、大学、企業等ともより一層の連携を図るなど、機能の更なる充実・深化を促進する。	文部科学省
オ　ＮＰＯ、ＮＧＯ、地縁団体、大学、企業、地域経済団体、労働組合、地域金融機関、農林水産団体等の取組促進	
①　各主体が男女共同参画社会の実現に向けて取組を実施するよう、男女共同参画に関する認識の共有を行うとともに、先進的な取組事例の共有や必要な情報の提供等を行うことにより、各主体に対して要請する。	全府省